

第34回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年3月21日(火) 午後4時から午後4時40分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	内田紀吉		
委員	1番	白石敏雄	2番	鈴木英子
	3番	齋藤典子	4番	和氣操
	5番	格和薫	6番	大島正良
	7番	平久井順一	8番	増渕由男
	9番	渡邊浩正	10番	永島誠一
	11番	齋藤好友	12番	石下福一郎
	13番	八木澤寛夫	14番	柳田実

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 非農地証明願いについて
- (5) 矢板農業振興地域整備計画の変更について
- (6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について
- (7) 農業委員会事務局職員の任免について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	津久井 保
局長補佐	坪山 好治
副主幹	岡 信乃
副主幹	高塩 康幸

8 会議の概要

内田会長

本日は、ご苦労さまです。

本日は、出席委員が現在15名であり、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

それでは、ただいまから第34回矢板市農業員会総会を開催します。

議 長

(内田会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議 長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。

それでは、6番大島委員、9番渡邊委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議 長

異議なしと認め、6番大島委員、9番渡邊委員を議事録署名委員といたします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号から第4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。(議案書により説明)

議案第1号は、経営規模拡大するため申請した案件です。議案第2号も、経営規模拡大するため申請した案件です。議案第3号も、経営規模拡大するため申請した案件です。議案第4号も、経営規模拡大するため申請した案件です。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に、本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を当番班第1班、班長13番八木澤委員にお願いします。

13番八木澤委員

委員番号13番の八木澤です。本日午前9時30分から、委員4名、事務局3名の計7名で、農地法第3条を4件、農地法第5条を3件、非農地証明願1件、農振除外は議案書送付の際に2件ありましたが、1件取り下げがあったため、1件の計9件の現地調査を実施いたしました。何ら問題ないと見て参りましたが、詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議 長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、4番和氣委員にお願いします。

4番和氣委員

4番の和氣です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第1号は、規模拡大のためということで、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。それでは、次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を8番増淵委員にお願いします。

8番増淵委員

8番の増淵です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

荒廃農地の調査で対象となった土地であり、何ら問題ないと見ましたが、審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。それでは、次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を4番和氣委員にお願いします。

4番和氣委員

4番の和氣です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

議案第3号も、規模拡大のためということで、何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。それでは、次に議案第4号の現地調査の詳細な報告を13番八木澤委員にお願いします。

13番八木澤委員

13番の八木澤です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

何ら問題はないと見ましたが、ご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第1号から第4号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(ありませんの声有り)

議 長

原案のとおり決定してよろしいか、お諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

それでは、議案第1号から第4号について原案のとおり決定いたします。

す。続きまして、付議事件（３） 議案第５号から第７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請に係る処分決定についてを議題に供します。では、事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の２ページをご覧ください。（議案書により説明）
議案第５号は、一般宅地用地として使用するため申請した案件であります。議案第６号は宅地分譲用地として申請した案件であります。議案第７号は、太陽光発電設備を設置するため申請した案件であります。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。
次に議案第５号の現地調査の詳細な報告を、１３番八木澤委員にお願いします。

１３番八木澤委員

１３番の八木澤です。現地案内図の５ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は、東西が住宅地で現在は牧草が蒔かれています。許可基準はすべて適合していると思われますが、皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に、議案第６号の現地調査の詳細な報告を、２番鈴木委員にお願いします。

２番鈴木委員

２番の鈴木です。現地案内図の６ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は、小さな梅の木が植えられており、南側は宅地で、東側は道路となっており、何ら問題ないと見ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。次に、議案第７号の現地調査の詳細な報告を、１３番八木澤委員にお願いします。

１３番八木澤委員

１３番の八木澤です。現地案内図の７ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請地は農地転用した太陽光発電設備の隣であり、何ら問題ないと見ましたが、皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第５号から第７号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

（ありませんの声有り）

議 長

議案第5号から議案第7号について、原案のとおり決定してよろしい
かお諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件
(4) 議案第8号 非農地証明願いについて議題に供します。では、
事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、議案書の3ページをご覧ください。(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、8番増淵委員にお願いし
ます。

8番増淵委員

8番の増淵です。現地案内図の8ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

この案件は、農振除外の変更に係る意見決定で了承した件であり、何
ら問題がないと見ました。皆様のご審議をお願いします。

議 長

ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。それでは
議案第8号について、これより質疑に入ります。ただいまの事務局説
明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお
受けします。

7番平久井委員

7番平久井です。始末書などは提出されていますか？

事務局

提出されています。

議 長

ほかにございませんか？

(ありませんの声有り)

議 長

議案第8号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

続きまして、同じく付議事件(5) 議案第9号 農業振興地域整備
計画の変更に係る意見決定を議題に供します。事務局の説明を求めま
す。

事務局長

それでは、議案書の4ページをご覧ください。

【議案第9号を議案書をもとに朗読】

議案第9号は、建売住宅建築を6区画予定しているため、農用地区域

の除外を申請した案件であります。以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、2番鈴木委員にお願いします。

2番鈴木

2番の鈴木です。案内図の9ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地の状況は、隣接地が以前農振除外をした箇所であり、宅地分譲となっており、ます。そのため、申請地も除外はやむを得ないと思われます。以上です。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。それでは議案第9号について、これより質疑に入ります。ただいま事務局説明、当番委員からの説明について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

議案第9号について、原案のとおり決定してよろしいかお諮りします。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(6) 議案第11号から議案第22号 農用地利用集積計画に係る意見決定を議題に供します。

事務局長

それでは、議案書の5ページをご覧ください。(議案書により説明)

【議案第11号から議案第22号を議案書をもとに朗読】

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第11号から第22号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議 長

議案第11号から議案第22号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。続きまして、付議事件(7) 議案第23号 農業委員会事務局職員の任免について議題に供します。

事務局長

それでは、議案書の6ページをご覧下さい。(議案書により説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

それでは議案第23号について、質疑・意見等がございましたらお受けします。

(質問、意見なし)

議 長

議案第23号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

(異議ありませんの声有り)

議 長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について、事務局の説明をお願いします。

事務局

- ・「農地利用意向調査」をグラフ等により説明
- ・農業委員募集結果は、農業委員28名で、個人推薦が6名、団体推薦が20名、応募が2名となりました。農地利用最適化推進委員は募集20名に対し、応募が10名であるため、再募集中です。

議 長

それでは以上を持ちまして、第34回農業委員会総会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

内田紀吉

議事録署名委員

渡邊浩正

議事録署名委員

大島正宏